

令和3年7月29日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所：鹿島建設株式会社
東京都港区元赤坂1-3-1
2. 指名停止措置期間：2ヵ月 令和3年7月29日～令和3年9月28日
3. 指名停止措置の範囲：中間貯蔵事業に係る案件

4. 事実概要

鹿島建設株式会社が鹿島・三井住友・飛島JVとして環境省より請け負った「平成28年度富岡町汚染廃棄物対策地域における被災建物等解体撤去等工事（その2）」及び「平成28年度富岡町汚染廃棄物対策地域における被災建物等解体撤去等工事（その3）」において、当時、現場事務所長として勤務していたJVの代表企業である鹿島建設株式会社の元社員が、当該事業の下請事業者から金銭を受領し、平成29年度及び平成30年度の所得が2億2000万円です得税が約8,300万円であったにもかかわらず、確定申告を提出せず所得税を免れたとして所得税法違反の罪で仙台地方検察庁より起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

「指名停止等措置要領」別表第2第14号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内

以上